

## 大分地方・家庭裁判所委員会議事要旨（合同開催）

### 第1 開催日時

令和3年9月16日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 開催場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

### 第3 テーマ

裁判所における広報活動について

### 第4 出席委員（50音順）

#### 1 地方裁判所委員

梅田健史（家裁委員兼務），梅本圭一郎（家裁委員兼務），佐藤誠一郎，仲摩典幸，西山忠宏，原口祥彦，藤井秀樹，村上健，山口直子，山下和子

#### 2 家庭裁判所委員

小野貴美子，川井祐二，柴田文子，生野裕一，武智舞子，福嶋崇

### 第5 議事内容

発言者（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）

#### 1 委員長代理の指名等

地方裁判所委員会委員長代理として藤井委員が，家庭裁判所委員会委員長代理として武智委員がそれぞれ指名された。

#### 2 テーマについての説明

裁判所における広報活動について説明

#### 3 本日のテーマに関する意見交換

□ 国民に広く裁判所の存在意義や業務内容を知ってもらうために，どのような方を対象にして，どのような広報活動をしていくことが効果的であると考えられるか。

◆ トラブルに巻き込まれる等して悩んでいる方も広報活動の対象になると思

う。裁判所のホームページを確認したが、例えば、面会交流の動画が置かれた階層が深いなど、必要な項目を探すことが難しく感じた。そのような点を工夫することで、裁判所における広報活動の効果を上げることが期待できるのではないか。

◇ 裁判所は、相談等で訪ねて行く場所というよりも、呼び出される場所、事件で人を裁く場所という印象しかない。もっと、市民との接点が分かりやすくなればいいと思う。困っている方が、裁判所において、どういう相談ができるのかということ、ホームページに掲載する等して分かりやすくなればよい。また、外国人等の日本語以外の言語を使用する方にも分かりやすいホームページがあれば、より利用しやすくなるのではないか。

◇ 裁判所としては、国民に、どのようなことが十分に広報されていないと感じているのか。

● 手続の中には、市民にとって役立つ手続なのに、あまり知られていないために十分利用されていない手続がある。

◇ そのような手続について、相談できる窓口はあるのか。

□ 裁判所の各窓口で、手続案内を行っている。

◇ そのような窓口があることをホームページに掲載することも検討してはどうか。そのような窓口があることを知れば、利用したいと思う方はいると思う。

◇ 全国で統一的に行う広報行事と各地の裁判所で行う広報行事は性質が異なると思うので、そこを意識して広報活動を行えば効果があるのではないか。

□ 裁判所が行う広報イベントとして、どのようなニーズがあると考えられるか。

◆ 小学生を対象とした模擬裁判は人気があるようだが、小学生の将来就きたい職業には、法曹三者は入っていないと思われる。例えば、こうした小学生

模擬裁判を裁判所の支部でも行うなど、幼い頃から裁判所を身近に感じてもらう取組を広く実施することにより、裁判所について、理解を深めてもらえるのではないかと。

- ◇ 学校等の授業に裁判所が出向いて、裁判手続に関する講演を行うなど、手続を知ってもらう機会を設けることが大切だと思う。
- ◇ 広報活動においては、裁判所を利用したい人に、必要な情報が届くことが大事だと思う。例えば、労働局に相談に来た方に、裁判所の労働審判を紹介する等、公的機関同士で横のつながりを持ち、各機関に案内やパンフレットを置く等して、情報を共有することは効果があるのではないかと。
  
- 裁判所が一般広報を行っていく上で、どのような場所や方法で実施することが効果的であると考えられるか。とりわけ、コロナ禍では、どのような実施方法が有効と考えられるか。
- ◇ 金融機関等に、成年後見制度のパネルやチラシを設置すると財産管理で悩んでいる方の役に立つと思う。
- ◇ 法の日週間や憲法週間等に関係なく、通年で、様々な場所で、移動式でパネル展示を行うと広報効果が上がるのではないかと。
  
- 一般広報活動の中で、裁判所に対する国民のニーズ、期待を把握していくためにはどのような方法が考えられるか。
- ◇ 様々な場所に出向いて行き、接点を多く持つことにより、裁判所の役割や活動を広く知ってもらうことが大事ではないかと。
- ◇ 裁判所や法は、全ての人にとって平等であることを知ってもらうポジティブキャンペーンを行っていく必要があると思う。日本の法律は他国に比べても公正であり、誇りを持てるものなので、そういったことを意識した広報活動が必要である。

- 各委員の出身母体において、出身母体のことを知ってもらうためにどのような広報活動をしているか。
- ◇ 私どもの広報活動の対象は、若い世代である。若い世代はパソコンを使わずに、スマートフォンを使用する方が多いので、ホームページもスマートフォン対応にする等、閲覧しやすいように工夫している。
- ◇ バスを広告塔としたラッピングバスの運行、JRの車内での広告や有名人による講演会を実施し、広報活動を行っている。また、国民の社会生活を改善するための数値目標を設定し、そのための相談窓口や相談機会を増やす等の取組を行っている。
  
- 各委員の出身母体における広報活動を踏まえて、今後の裁判所の広報活動への提言を伺いたい。
- ◆ 広報活動は、短期間での効果を目的として行う広報活動と長期間を見据えて行う広報活動に分けることができると思う。短期間での効果を目的として行う広報活動には、成年後見制度や調停制度等の広報活動がある。長期間を見据えて行う広報活動としては、法教育のための広報活動がある。法曹三者の中でも言われていることではあるが、若い世代に、法を身近に感じてもらう必要がある。そのために、学生の方たちを対象とした裁判の仕組み等を知ってもらうための模擬裁判、例えば、裁判所において今年実施した小学生を対象とした裁判所見学ツアー等を継続して実施することは必要なことだと思う。このような短期間で行う広報活動と長期間で行う広報活動をバランスよく実施していくことが大事だと思う。
- ◇ 小学生を対象とした裁判所見学ツアー等は、裁判所を身近に感じることに繋がると思う。私どもも必要な方に必要な情報が届くように工夫をして広報活動を行っている。裁判所の広報活動においても、学生等が裁判所や裁判

について授業で学ぶタイミングを捉えて、裁判官による講義を行ったり、裁判所見学を取り入れたりできれば、より裁判所を身近に感じることができると思う。

## 第6 次回期日等について

### 1 テーマ

調停制度について

### 2 場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

### 3 日時

令和4年2月4日（金）午後1時30分から